

阿賀野市規則第35号

阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例（令和6年阿賀野市条例第33号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査)

第2条 条例第4条の規定による調査は、放置自動車調査書（第1号様式）を作成して行うものとする。

(放置自動車調査員証)

第3条 条例第6条第2項に規定する身分を証明する書類は、放置自動車調査員証（第2号様式）とする。

(撤去の勧告等)

第4条 条例第8条第2項に規定する認定放置自動車の撤去の勧告を行う書面は、撤去勧告書（第3号様式）とする。

2 条例第11条第1項の規定により貼付する帳票は、放置自動車の撤去について（第4号様式）とする。

(弁明の機会の付与)

第5条 条例第8条第1項の規定により認定放置自動車の撤去の勧告を行おうとする場合において阿賀野市行政手続条例（平成16年阿賀野市条例第11号）第13条第1項第2号の規定により弁明の機会の付与しようとするときは、その旨を弁明機会付与通知書（第5号様式）により当該認定放置自動車の使用者等に対し通知するものとする。

2 前項に規定する弁明の機会の付与の通知は、認定放置自動車の撤去の勧告に際して行うものとする。

(撤去の命令)

第6条 条例第9条第2項に規定する認定放置自動車の撤去の命令を行う書面は、撤去命令書（第6号様式）とする。

(認定放置自動車の占有)

第7条 条例第10条第2項に規定する認定放置自動車の占有の開始を通知する書面は、放置自動車占有通知書（第7号様式）とする。

2 条例第11条第3項の規定により読み替えられた条例第10条第2項の規定による認定放置自動車の占有の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 認定放置自動車の放置されていた場所

- (2) 認定放置自動車の製造者、車名、車種、塗装色、登録番号及び車台番号
- (3) 認定放置自動車を移動し、保管する場合にあつては、移動予定日及び保管場所
- (4) 認定放置自動車の処分を予定する日
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
(占有の移転の手続)

第8条 条例第10条第1項（条例第11条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定により市長が占有を開始した認定放置自動車の使用者等は、当該認定放置自動車を引き取ろうとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出し、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 認定放置自動車の使用者等の住所及び氏名（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名）
- (2) 認定放置自動車の製造者、車名、車種、塗装色、登録番号及び車台番号
- (3) 占有の移転後に、使用者等が認定放置自動車を置く場所
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により書面を提出するときは、当該書面を提出する者が当該書面に係る認定放置自動車の使用者等であることを証する証拠書類等を添付しなければならない。

(廃物認定の告示)

第9条 条例第12条第2項の規定による廃物認定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定放置自動車の放置されていた場所
- (2) 認定放置自動車の製造者、車名、車種、塗装色、登録番号及び車台番号
- (3) 認定放置自動車を移動し、保管した場合にあつては、移動日及び保管場所
- (4) 認定放置自動車の処分を予定する日
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(費用の徴収の方法)

第10条 条例第14条に規定する費用の徴収は、費用を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）に対し、市長が費用の額を記載した納付書を交付し、納付義務者が、当該納付書を用いて市長が指定する金融機関に費用を納付する方法により行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

放 置 自 動 車 調 査 書

						整 理 番 号				
調査担当課					調査担当者	職名 氏名				
通 報 者 (発見者)	住 所 (所属名)					電 話 番 号				
	氏 名					通報年月日	年 月 日			
放 置 場 所	阿賀野市									
	施 設 名									
放置自動車 の 形 態 等	メーカー		車 名		車 種					
	登録番号		車台番号		塗 装 色					
	その他特徴									
走行に必要な主な装置等の状況						外 観 等 の 状 況				
装 置	無	破損	腐食	良好	不明	外観・付属機能	大破	破損	良好	
エンジン						車 体				
トランスミッション						塗 装				
ハンドル						バンパー(前後)				
ラジエーター						サイドミラー				
座 席						エンジンルーム				
タイヤ						フロントガラス				
ナンバープレート	☐ 有 ☐ 無					リヤガラス				
放 置 さ れ て い る 状 況						サイドガラス				
管理又は使用の形跡	☐ 有 ☐ 無					ヘッドランプ				
施 錠	☐ 有 ☐ 無					テールランプ				
汚れ・ほこり	☐ 多	☐ 少	☐ 無			室内の状況				
車内の捨てごみ	☐ 多	☐ 少	☐ 無			メーター類				

(裏面有)

放置自動車の 使用者等 調査照会	照 会 先		照会年月日	年	月	日	
	使用者等住所		使用者等の判明	☐ 判明 ☐ 不明			
	使用者等氏名		電 話 番 号				
	特 記 事 項						
放置自動車の外観・内部・遺留品等の写真			別添のとおり (※調査開始から処分等までの現況・経過写真)				
撤 去 勧 告 ・ 撤 去 命 令 ・ 移 動 保 管 ・ 処 分 等 の 経 過							
撤 去 勧 告	年	月	日	☐ 送付 ☐ 貼付 特記事項			
撤 去 命 令	年	月	日	☐ 送付 特記事項			
移 動 保 管	年	月	日	移動保管場所			
	〈移動保管立会者確認欄〉						
	移動保管時における放置自動車外観、内部等の損傷がないことを認めます。 年 月 日 所属名： 職 名： 氏 名：						
占 有 の 通知・告示	☐ 通知 ☐ 告示	年	月	日	特記事項		
廃 物 告 示	年	月	日	特記事項			
処 分 等	年	月	日	特記事項			
手 数 料 の 請求・支払	移動保管手数料請求日	年	月	日	年	月	日
	処分等手数料請求日	年	月	日	年	月	日
	移動保管手数料支払日	年	月	日	処分等手数料支払日	年	月
備 考							

放置自動車の外観、内部、車内遺留品等写真と特記事項(写真は別添可)

No.

(年 月 日 曜日 時 分 撮影)

・ 放置自動車の外観、内部等

・ 車内遺留品等

〈放置自動車外観、内部、遺留品等立会者確認欄〉

放置自動車の外観、内部等及び車内遺留品等の確認内容に間違いがないことを認めます。

(その他特記事項)

年 月 日

所属名：

職 名：

氏 名：

第 2 号様式(第 3 条関係)

(表面)

9cm

放置自動車調査員証

所属

職名

氏名

年 月 日生

6cm

上記の者は、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例
第 4 条に規定する調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

阿賀野市長

印

(裏面)

阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例(抄)

(調査の開始)

第 4 条 市長は、公共施設等において放置自動車である疑いのある自動車
を発見したときは、市長が指定する職員(以下「指定職員」という。)
に当該自動車の調査をさせるものとする。

(調査方法)

第 6 条 市長は、調査のため必要があると認めるときは、指定職員に当
該調査に係る自動車の施錠を解除させ、又はその内部を調べさせるこ
とができる。

2 指定職員は、調査に当たっては、身分を証明する書類を携帯し、関係
者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 3 号様式(第 4 条関係)

撤 去 勸 告 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿賀野市長 ㊟

あなたが権利を有する下記の自動車について、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 7 条の規定により放置自動車と認定しましたので、同条例第 8 条第 1 項の規定により、下記の撤去期限までに撤去するよう勧告します。

記

放置場所	住 所 施設名			
放置自動車の形態等	メーカー		車 名	
	車 種		塗 装 色	
	登録番号		車台番号	
撤去期限	年 月 日			
連絡先				
注意事項 (1) 放置自動車の撤去に要する費用は、あなたが負担しなければなりません。 (2) 撤去した放置自動車は、必ずあなたが権原を有する場所に置いてください。 (3) 放置場所の管理上、放置自動車を移動及び保管することがあります。移動及び保管に要した費用については、後日請求します。				

第 4 号様式(第 4 条関係)

放 置 自 動 車 の 撤 去 に つ い て

第 号
年 月 日

阿賀野市長

阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 7 条の規定により、この自動車を放置自動車と認定しました。

この自動車の使用者等は、市長に申し出た上、 年 月 日
までにこの自動車を撤去してください。

年 月 日までにこの自動車を撤去しないときは、同条例第 1 1
条第 3 項又は第 1 2 条第 3 項の規定により、市において処分等を行うことと
なります。この場合、処分等に要した費用は、この自動車の使用者等に請求
します。

また、この自動車の使用者等について御存じの方は、市へ御連絡ください。

連 絡 先

第 5 号様式(第 5 条関係)

弁 明 機 会 付 与 通 知 書

第 号

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

阿賀野市長

㊟

あなたが権利を有する下記の自動車について、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により 年 月 日付け 第号で撤去するよう勧告しましたが、この勧告に従わない場合は、同条例第 9 条第 1 項の規定により、あなたに対して下記の自動車を撤去するよう命じることとなります。

については、阿賀野市行政手続条例第 1 3 条第 1 項第 2 号の規定により、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、前記の撤去の勧告に従わない場合において、意見の陳述を希望するときは、弁明書を提出してください。

記

予定される不利益処分の内容	放置自動車の撤去の命令			
不利益処分の根拠となる法令の条項	阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 9 条第 1 項			
不利益処分の原因となる事実	阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 7 条の規定により 年 月 日にあなたが権利を有する自動車を放置自動車として認定したこと。			
放置自動車に認定したあなたが権利を有する自動車の形態等	メーカー		車 名	
	車 種		塗 装 色	
	登録番号		車台番号	
放置場所				
弁明書の提出先	住 所			
	担当課名			
弁明書の提出期限	年 月 日 時まで			
備 考	口頭による弁明は、受け付けません。			

第 6 号様式(第 6 条関係)

撤 去 命 令 書

第 号

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

阿賀野市長

㊟

あなたが権利を有する下記の自動車について、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により 年 月 日付け 第号で撤去するよう勧告しましたが、この勧告に従わず、当該自動車を撤去しなかったため、同条例第 9 条第 1 項の規定により、下記の撤去期限までに撤去するよう命じます。

撤去期限までに撤去がされない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定により、阿賀野市が下記の自動車を処分し、その費用をあなたに請求することとなります。

記

放置場所				
自動車の形態 等	メーカー		車 名	
	車 種		塗 装 色	
	登録番号		車台番号	
撤去期限	年 月 日			
連絡先				

付記

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、阿賀野市を被告として(訴訟において阿賀野市を代表する者は阿賀野市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 7 号様式(第 7 条関係)

放 置 自 動 車 占 有 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

阿賀野市長

㊤

あなたが権利を有する下記の自動車について、阿賀野市放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第 9 条第 1 項の規定により 年 月 日付け 第号で撤去するよう命じましたが、この命令に従わなかったので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により、阿賀野市が当該自動車の占有を開始しましたので、通知します。

なお、この通知の日から 6 月を経過する日までにあなたが下記の自動車を引き取らなかったときは、同条例第 1 0 条第 3 項の規定により、阿賀野市が当該自動車を処分し、その費用をあなたに請求することとなります。

記

放置場所				
自動車の形態等	メーカー		車 名	
	車 種		塗 装 色	
	登録番号		車台番号	
移動・保管日時	年 月 日 時 分			
保管場所				
引取方法	事前に下記の連絡先に連絡のうえ、引取りの手続きをしてください。 なお、移動及び保管に要した費用については、後日請求します。			
連絡先				

